

建築士事務所の監督処分等の基準

平成26年10月22日

改正 平成27年11月2日

京都府建設交通部建築指導課

1 趣旨

この基準は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第1項又は第2項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、京都府知事登録の建築士事務所が行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録取消し 法第26条第1項又は第2項の規定による登録の取消しをいう。
- (2) 閉鎖 法第26条第2項の規定による閉鎖の命令をいう。
- (3) 戒告 法第26条第2項の規定による戒告をいう。
- (4) 文書注意 法第26条第2項の規定による処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者が、法第26条第1項又は第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、表1「ランク表」に掲げる処分事由に対応するランクを基本に、下記(2)及び(3)に従って決定したランクに基づき、表3「処分区分表」によって決定するものとする。

(2) 複数の処分事由に該当する場合の取扱い

イ 一の行為が二以上の処分事由（表1に掲げる処分事由をいう。以下同じ。）に該当する場合は、最も重い処分事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。

ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い処分事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の処分事由に該当する二以上の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為とみなしてランクを決定することができる。

(3) 個別事情によるランクの加重又は軽減

処分事由に該当する行為について、表2「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重し、又は軽減することができるものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、上記(1)から(3)までにより今回相当とされる処分等のランクに、表4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従ってランクを加重した上で決定するものとする。

5 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、懲戒事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合、その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 処分事由に該当する行為があった時から長時間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、建築士事務所として適正に業務を行う等、法令遵守の状況等が認められる場合は、処分等を行わないことがある。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要する特別な事情のある場合においては、この限りでない。なお、上記(1)により処分等を保留した場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

6 処分の内容の公表

処分を行った場合は、処分をした年月日、処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所、木造建築士事務所の別、建築士事務所の登録番号、処分の内容及び処分の原因となった事実を、ホームページへの掲載により公表することとする。

7 施行期日

- (1) この基準は、平成27年11月2日から施行する。
- (2) この基準の施行日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。

【表1】

ラ ン ク 表

処分根拠		処分事由	関係条文	ランク
建築士法 第26条第1項	第1号	1. 虚偽・不正事務所登録	23条の3①	16
	第2号	2. 絶対的登録拒否事由該当	23条の4①	
	第3号	3. 廃業届出義務違反	23条の7	
建築士法 第26条第2項	第1号	4. 契約締結時の書面の交付義務違反	22条の3の3 ①②③④	4
		5. 名義貸し	24条の2	6
		6. 再委託の制限違反	24条の3	4
		7. 事務所の帳簿不作成、不保存	24条の4	4
		8. 事務所標識非掲示	24条の5	4
		9. 業務実績等の書類の備置き、 閲覧業務違反、虚偽記入	24条の6	4
		10. 重要事項説明義務違反	24条の7①	4
		11. 業務委託等の書面の交付義務違反	24条の8	4
	第2号	12. 相対的登録拒否事由等該当	23条の4②	2～16
	第3号	13. 事務所変更届懈怠、虚偽報告	23条の5①②	4
	第4号	14. 管理建築士懲戒処分	10条①	1～16（※1）
	第5号	15. 所属建築士懲戒処分	10条①	1～16（※2）
	第6号	16. 管理建築士の業務範囲逸脱	3条①、 3条の2①③	6
	第7号	17. 所属建築士の業務範囲逸脱	3条①、 3条の2①③	2～6
第8号	18. 無資格者の業務範囲逸脱	3条①、 3条の2①③、 3条の3①	6	
第9号	19. 事務所閉鎖処分違反	26条②	16	
	20. 事務所報告、検査義務違反	26条の2①	4	
第10号	21. 事務所開設者の不正行為		1～16	

※1 管理建築士に対して行われた懲戒処分に準じた処分を基本とし、当該懲戒処分に係る行為について管理建築士の責務との関係や当該建築士事務所における位置付け等を勘案して、ランクを決定する。

※2 所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置付け等を勘案してランクを決定する。

【表2】

個別事情による加減表

項目	内容	加重・軽減
行為者の意識	重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+3ランク
	行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	▲1～▲3ランク
行為の態様	違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	▲1～▲3ランク
	暴力的行為又は詐欺的行為	+3ランク
	法違反等の状態が長期にわたる場合	+3ランク
	常習的に行っている場合	+3ランク
是正等の対応	速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合	▲1ランク
	処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	▲1ランク
社会的影響	刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+3ランク
その他	上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

【表3】

処分区分表

処分等のランク	処分等の内容
1	文書注意
2	戒告
3	事務所閉鎖1月未満
4	事務所閉鎖1月
5	事務所閉鎖2月
6	事務所閉鎖3月
7	事務所閉鎖4月
8	事務所閉鎖5月
9	事務所閉鎖6月
10	事務所閉鎖7月
11	事務所閉鎖8月
12	事務所閉鎖9月
13	事務所閉鎖10月
14	事務所閉鎖11月
15	事務所閉鎖12月
16以上	登録取消し

※業務停止期間については、暦に従うものとする。

【表4】

過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去の処分等 今回相当処分等	文書注意 (ランク1)	戒告 (ランク2)	事務所閉鎖 (ランク3～15)	登録取消し (ランク16以上)			
文書注意 (ランク1)							
戒告 (ランク2)					+1ランク (+2ランク)	+3ランク (+4ランク)	
事務所閉鎖 (ランク3～15)							
登録取消 (ランク16以上)	登録取消し						

() は過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合

(注1)

過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合は、() 内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。

ただし、過去の処分事由が表1のランク6以上に該当し、今回も同表のランク6以上に該当する場合は、登録取消しを行うものとする。

(注2)

過去の処分等が処分事由となる行為から5年より前である場合は、上表中のランクを1ランク軽減し加重するものとする。ただし、過去の処分事由が表1のランク6以上に該当する場合は軽減しない。

【備考】

懲戒事由の説明

表1に列挙しているものの説明については、概ね次のとおりである。

(1) 建築士法第26条第1項

1. 虚偽・不正事務所登録

建築士事務所の開設者が、虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所登録を受けた場合

2. 絶対的登録拒否事由該当

建築士事務所の開設者が、法第23条の4第1項第1号、第2号、第5号、第6号（同号に規定する未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が同項第4号に該当するものに係る部分を除く。）、第7号（法人でその役員のうち同項第4号に該当する者のあるものに係る部分を除く。）、第8号又は第9号のいずれかに該当するに至ったとき。

3. 廃業届出義務違反

廃業等の届出がなくて、廃業等の届出が必要な事由に該当する事実が判明した場合

(2) 建築士法第26条第2項

4. 契約締結時の書面の交付義務違反

建築士事務所の開設者が、延べ面積三百平方メートルを超える建築物の新築等に係る設計又は工事監理契約の締結に際して、契約の内容に係る必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、建築主等の委託者又は建築士事務所の開設者である受託者に交付しなかった場合

建築士事務所の開設者が、締結した契約の内容を変更する場合において、必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、建築主等の委託者又は建築士事務所の開設者である受託者に交付しなかった場合

5. 名義貸し

建築士事務所の開設者が、自己の名義を貸して、他人に建築士事務所の業務を営ませた場合

6. 再委託の制限違反

建築士事務所の開設者が、委託を受けた設計又は工事監理業務を、建築士事務所の開設者以外の者に委託した場合

建築士事務所の開設者が、委託を受けた一定の規模以上の共同住宅等の設計又は工事理業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託した場合

7. 事務所の帳簿不作成、不保存

建築士事務所の開設者が、帳簿等を作成せず、又は保存しなかった場合

8. 事務所標識非掲示

建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合

9. 業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入

建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務実績、管理建築士の実務経験等を記載した書類を備え置かず、若しくは閲覧をさせなかった場合、又は当該書類に虚偽の記入をした場合

10. 重要事項説明義務違反

建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理の委託を受ける際、建築主に対し、管理建築士等をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった場合

11. 業務委託等の書面の交付義務違反

建築士事務所の開設者が、建築主から設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を建築主に交付しなかった場合

12. 相対的登録拒否事由等該当

建築士事務所の開設者が、法第 23 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するに至った場合

13. 事務所変更届懈怠・虚偽報告

建築士事務所の開設者が、建築士事務所の変更の届出をせず、又は虚偽の変更届を行った場合

14. 管理建築士懲戒処分

管理建築士が建築士法第 10 条第 1 項の規定による処分を受けた場合

15. 所属建築士懲戒処分

建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として、建築士法第 10 条第 1 項の規定による処分を受けた場合

16. 管理建築士の業務範囲逸脱

管理建築士である二級建築士又は木造建築士が、法に定める業務範囲を逸脱して建築物の設計又は工事監理をした場合

17. 所属建築士の業務範囲逸脱

建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として、法に定める業務範囲を逸脱して建築物の設計又は工事監理をした場合

18. 無資格者の業務範囲逸脱

建築士事務所に属する者で建築士でない者が、その属する建築士事務所の業務として、法に定める業務範囲を超えて建築物の設計又は工事監理をした場合

19. 事務所閉鎖処分違反

建築士事務所の開設者又は管理建築士が、建築士事務所の閉鎖処分に違反した場合

20. 事務所報告、検査義務違反

建築士事務所の開設者又は管理建築士が、建築士法第 26 条の 2 第 1 項の規定による報告の求めに応じず、又は検査を拒んだ場合

21. 建築士開設者の不正行為

4 から 20 に掲げるもののほか、建築士事務所の開設者が、その建築士事務所の業務に関し不正な行為をした場合